

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした**大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。**
子ども・子育て支援金制度は、**歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源**です。**歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合)**が上昇しないようにします。**

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円**となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するもの**となります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

子ども・子育て支援金制度とは②

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持ちます。

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**

- また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、**極めて重要な受益**となります。

支援金制度の構築を、**歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる枠組み**としています。

(支援金の使途)

- このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、**

- ・ **医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、**
- ・ **事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、**

・ **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、**
児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。